

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第21回）

令和5年6月2日

【金融庁（宮部）】 それでは、定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいのようにございますので、第21回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まり頂きまして、ありがとうございます。本懇談会の事務局を務めております金融庁企画市場局信用法制企画調整官の宮部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回の懇談会は、オンラインと対面のハイブリッド形式で開催しておりますので、初めに留意事項を御説明いたします。カメラは常時オンにして頂くとともに、御発言されない間はマイクをミュート設定にして頂きますようお願いいたします。御発言につきましては、ミュートを解除してからお願いいたします。意見交換の際に御発言を希望される場合には、オンライン会議システムのチャット上にて、全員に宛ててお名前を御入力ください。御発言順は山本座長の進行に従って頂き、御自身のお名前を名乗って頂いた上で御発言頂ければと思います。

報道関係の方のカメラ撮りにつきましては、冒頭挨拶までとさせて頂き、その後は、報道関係の方は別室にてテレビ会議形式にて、傍聴して頂きますようお願いいたします。

それでは、山本座長に進行をお願いいたします。

【山本座長】 皆さん、おはようございます。それでは、会議を始めたいと思いますけれども、開会に当たりまして、まず、金融庁のほうから御挨拶を頂きたいと思います。よろしくようお願いいたします。

【金融庁（尾崎）】 金融庁企画市場局参事官の尾崎と申します。本来であれば、藤丸敏金融担当副大臣のほうから御挨拶を行う予定でございましたけれども、急遽、国会審議に出席しなければならなくなったため、挨拶文を預かっております。僭越ながら、私から代読させて頂きます。

金融担当副大臣の藤丸敏です。本日は山本座長をはじめ、構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本懇談会に御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

冒頭、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催に当たりまして、一言御

挨拶を申し上げます。

本懇談会はこれまでの多重債務対策の成果を維持しつつ、新たな課題等への対策を含めた取り組むべき施策を検討する場として設置され、今回で21回目の開催となりました。多重債務問題の解決に向けては、これまで構成員の皆様をはじめ、関係各位に御尽力を頂きながら、各省庁や地方自治体が連携して取り組んでまいりました。その結果、多重債務に陥っている人の数は、平成19年以降大幅に減少し、近年はほぼ横ばいで推移しております。

本日は関係省庁より、多重債務に関する相談の概況をはじめ、被害等の事例が報告されている様々なヤミ金の手口への対応や、ギャンブル等依存症対策の動向のほか、緊急小口資金等の特例貸付の償還状況等について御報告いたします。多重債務問題をめぐる環境は、新型コロナウイルスの影響を受けた経済情勢や、新たな手口の登場等により変化していくものであり、機動的かつ柔軟な対応が必要と考えます。

また、これまでも議論してまいりました、貸金業者等からの借入れによる多重債務問題に加え、緊急小口資金等の特例貸付について、今年1月から開始した償還の状況も注目を集めております。既に皆様のもとにも特例貸付に関する相談が寄せられていると伺っております。

こうしたことも踏まえ、本日も専門家の皆様の御知見をお借りできればと考えておりますところ、忌憚のない御意見を賜ればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【山本座長】 尾崎参事官、ありがとうございました。それでは、開会に先立ちまして、事務局のほうから事務的な点について、御連絡をお願いいたします。

【金融庁（官部）】 こちらの懇談会につきましては、記者以外の方々も含め動画や静止画の撮影、録画は禁止とさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、重川構成員が御都合により御欠席となっておりますので、計10名の構成員の方々に御出席頂いている状況でございます。

次に、本日の資料につきまして、関係省庁の説明資料でございます資料1から3、それから6名の構成員の皆様から提出頂いております資料4から9につきまして、事前にメールでお送りしております。不備等ございましたら、チャット上で事務局へお申しつけください。

なお、資料の御説明、御質問の際には、資料番号とページ数について、併せて御発言頂ければ幸いです。

以上でございます。以降、山本座長の進行をお願いいたします。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に沿って議事進行させていただきます。基本的には、前回までと同様な形の進行となります。

すなわち、この後、まず議事次第の3で、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等についてということで、関係省庁から御報告を頂きます。

続いて議事次第の4、意見交換におきまして、倉中構成員、竹島構成員、新里構成員、野崎構成員、松本構成員、村上構成員の順に御提出頂いている資料に沿って御報告を頂きたいと思えます。

その後、関係省庁からの報告と、構成員からの報告に対する質疑応答も含めまして、意見交換の時間を設けたいと思えます。全体で12時までのおおむね1時間半を予定しておりますので、円滑な御審議に御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事次第3、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等についてに入ります。資料1に基づきまして、金融庁及び消費者庁から御報告をお願いいたします。

【金融庁（宮部）】 改めまして、金融庁信用制度参事官室でございます。資料1-1、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について御説明差し上げます。

まず、1ページを御覧頂ければと思えます。こちらは、貸金業者からの無担保無保証借入について、1人当たりの借入残高と複数件の借入残高がある方の数の推移を示してございます。緑の折れ線グラフが1人当たりの借入残高、オレンジ色の棒グラフが3件以上の借入がある人の数、青色部分が5件以上の借入がある人の数を示しております。一番右のグラフが直近の数字となりますが、いずれも前年に比べて僅かに増加している状況でございます。グラフ全体で見ますと、近年はおおむね横ばいで推移している状況でございますが、これらの動向は、今後も注視していく必要があると考えております。

2ページでございます。こちら1人当たりの借入残高、複数件の借入がある人の数について、月別の数字を示したものでございます。一番右側のグラフが今御説明した部分でございます。

それから、3ページ目が御参考でございますが、貸金業利用者に関する調査・研究の概要を示してございます。

続きまして、4ページです。こちらは財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談件数でございます。相談件数自体は、全体として2021年から22年にかけて増加しております。これは、多重債務者相談強化キャンペーンに取り組んだことが功を奏しているのではないかと考えております。

続きまして、5ページでございます。こちらは相談者が借金をしたきっかけについて掲載してございます。上段、左側のグラフです。こちらを見ますと一番上の棒グラフ、低収入・収入の減少であるとか、上から5番目の棒グラフ、事業資金の補填等をきっかけとした借金の相談についてが2021年と比べて増加してございます。これら相談への対応につきましては、相談者の意向を確認しながら必要に応じて関係機関につなぐなど、問題解決に向けた対応に取り組んでいる状況でございます。

6ページでございます。地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の比較でございます。こちらは、財務局等への相談件数が増加したことの裏返しとしまして、全体的な件数が減少しております。地方自治体におきましても、相談内容に応じて関係機関につなぐなど、問題の解決に向けた対応に取り組んでいるところでございます。

8ページから13ページは、都道府県、市町村等における多重債務相談窓口と、他の相談機関等の連携状況をお示ししております。一部の連携状況におきまして、連携を行った割合が昨年と比べて低下しているものもございしますが、その背景としましては、他の相談機関との連携の必要性が低い相談であったこと、それから、御相談者本人が連携を希望されなかったことといったことがございますため、必ずしも後ろ向きな結果ではないと考えております。引き続き、さらなる連携の促進に取り組んでまいります。

続きまして、「多重債務」に関する消費生活相談の概況についてお願いいたします。

【消費者庁（大木）】 消費者庁でございます。14ページでございますが、過去10年間の「多重債務」に関する消費生活相談件数の推移を示しております。直近2022年度は、2万1,068件でございます。ここ数年横ばいといった状況でございます。

続いて15ページを御覧ください。こちらは過去3年間の月別の「多重債務」に関する消費生活相談件数の推移を示しております。毎月1,500件から2,000件程度の相談が全国の消費生活センターに寄せられているところです。14、15ページは以上でございます。

【金融庁（宮部）】 16ページを御覧ください。こちらは、厚生労働省、警察庁の統計により、多重債務が原因と見られる自殺者数及び全自殺者数に占める割合の推移をお示ししております。直近2022年の多重債務が原因と見られる自殺者数は751名、全自殺者に占める割合が3.4%となっております。

なお、注書きにも記載がございしますが、令和3年までは、自殺の原因・動機として、遺書等により明らかに推定できるものを計上しておりましたところ、令和4年からは、家族等の証言から考えられる場合も含めて、計上されてございます。

17ページ、18ページですが、こちら多重債務が原因と見られる自殺者、直近の751名の方について、年齢、性別、職業別に整理した表でございます。

19ページでございます。こちら裁判所の司法統計による自然人の自己破産事件の推移を示しております。直近で6万4,832件となっております、前年からは、約3,400件減少している状況でございます。

続きまして、ヤミ金融への対応についてお願いいたします。

【金融庁（小島）】 金融庁貸金業室でございます。資料20ページ目、私のほうからは、項番7番の様々な手口のヤミ金融等への対応について御説明申し上げます。

近年、いわゆるひととき融資と言います、専ら女性をターゲットとした悪質な貸付け、あるいは商品売買を装って金銭の貸付けを行うといった、いわゆるヤミ金融が問題となっておりますところ、これらにつきまして、広く一般への注意喚起を行っていくことが重要だと考えております。

そこで、資料左下の枠にありますように、文字ではなく視覚的に分かりやすい形といたしまして、実際の被害事例を4コマ漫画形式にまとめまして、これを金融庁のSNSアカウントから発信する取組を実施しております。なお、このほか、参考資料として資料1-2に金融庁ホームページ等で公表しているSNS個人間融資等の注意喚起リーフレットも添付しておりますので、後ほど御高覧頂ければと思います。

また、若年層を中心に、幅広い世代をターゲットとした注意喚起といたしまして、資料右下の枠のように、全国のマンション内のエレベーターに設置されているデジタルサイネージ、こちらにおきましてクイズ動画を放映する取組であるとか、若者向け情報誌でクイズ動画を紹介してもらうといった取組も行っております。今後も引き続き貸金業者に対してしっかりモニタリングを行っていくことはもちろん、これまで御説明した様々な注意喚起につきましても、創意工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、SNS個人間融資に関する悪質な書き込みへの対策について御説明申し上げます。これまでもこの懇談会の場で御紹介している取組ではございますが、TwitterあるいはInstagramといったSNSにおきまして、個人間融資の勧誘を行っている悪質な書き込み、こうしたものに対しまして、金融庁公式アカウントから直接返信を行いまして、個別の注意喚起を行ってございます。これまでに累計1,500件を超える直接返信による注意喚起を実施しておりまして、75%以上のアカウントが削除あるいは凍結されるなどの効果が見られるところでございます。今後も積極的に注意喚起の取組を行ってまいりたいと考えておりま

す。

私のほうからは以上でございます。

【金融庁（坂本）】 続きまして、銀行カードローンにつきまして、金融庁監督局銀行第一課より御説明いたします。資料21ページを御覧ください。

赤い線が銀行カードローンの残高、そして青い線が、貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移をそれぞれ示したものでございます。昨年12月の懇談会の際にお示ししたものを足元のデータについて更新しております。2017年度末の5.8兆円をピークに貸出し残高が減少しておりまして、足元は横ばいとなっております。

続きまして、22ページを御覧ください。こちらはカードローン保証を行っている貸金業者が、代位弁済により取得した求償権の残高の推移を記載しております。こちらも2019年度末の3,394億円をピークに減少に転じている旨を御報告してまいりましたが、その傾向が続いております。引き続き、これらの推移につきましては注視してまいります。

銀行カードローンについての御説明は以上になります。

【消費者庁（大木）】 続きまして、ギャンブル等依存症対策について御説明いたします。資料23ページ、ギャンブル等依存症対策の動向についてです。

多重債務かつギャンブルに関する消費生活相談件数を調べたところ、2022年度が593件とあった状況でございました。このため令和5年5月に消費者庁ウェブサイトや、消費者庁Twitterにおきまして、ギャンブル等依存症への対策を知って頂くための啓発資料を作成し、配信しております。

資料1-1につきましては、以上となります。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況について、警察庁のほうから御報告をお願いいたします。

【警察庁（平居）】 警察庁生活経済対策管理官の平居でございます。私から、ヤミ金融事犯の検挙状況等について、お手元の資料に沿って御説明を申し上げます。資料2についてでございます。

最初に番号1の検挙状況の推移について御説明をいたします。検挙状況の中の検挙事件数という欄に、無登録・高金利事犯とヤミ金融関連事犯という2つの事犯が併記されておりますけれども、この無登録・高金利事犯というのは、要するに貸金業法の無登録営業と出資法の高金利等違反のことでありまして、主としてヤミ金本体の検挙のことを指しております。

他方、ヤミ金融関連事犯というのは、ヤミ金融業者の犯行を助長する犯罪のことでございまして、一例を申し上げますれば、ヤミ金融業者が利用する預貯金口座や携帯電話の不正入手あるいは不正譲渡等が、これに該当するところであります。このグラフからも分かりますとおり、ヤミ金の本犯であります無登録・高金利事犯の検挙件数は年々減少しておりまして、昨年は60事件でありました。

一方、ヤミ金融関連事犯のほうについては、検挙件数567事件でありまして、昨年と比較して150事件、増加をいたしております。一昨年までは減少傾向が継続しておりましたけれども、昨年は、新型コロナウイルスの感染により国民の生活が、生活様式が大きく変化する前の平成30年と同水準にまで戻っております。

続きまして、番号2の主な検挙事例について御説明をいたします。これにつきましては、前回の懇談会で紹介した検挙事例以降に、全国の警察が検挙したヤミ金融事犯のうち、主なものを紹介させていただきます。

まず1つ目は、先払い買い取り商法を偽装したヤミ金融業者に対する貸金業法違反等事件であります。この事案の特徴は、無登録で貸金業を営む男らが、携帯電話機やゲーム機を買い取ると称したインターネットサイトを立ち上げて、真実は売却する意思がないのに、買取りを申し込んできた顧客と形式的な商品売買契約を締結し、先払いで買取り代金を送金した上で、一定の期間が経過した後、顧客が商品を送らないことを理由とした契約の不成立を名目に、買取り代金の返還を求めると同時に、高額な違約金を請求するというものであります。

このケースの場合、買取り代金が貸付金になりまして、違約金が利息ということになります。令和3年11月から令和4年7月までの間に約1万2,800人から、元利金合計約8億3,000万円を受領しております。本年1月に、会社役員の男ら11人を貸金業法違反、出資法違反で検挙しております。

2つ目の事例は、インターネット掲示板で勧誘を行った貸金業法違反等事件であります。資料にはございませんけれども、昨年、警察で受理いたしました無登録・高金利事犯の相談は、約8割が非対面型、つまり顧客と貸手が貸金の時点から返済の段階まで一度も対面をしないという形式のものであります。この事案も同様でありまして、無登録で貸金業を営む男らがインターネット上の掲示板を介して顧客を募り、令和2年1月から令和3年11月までの間に約50人から、元利金合計約2,337万円を受領しております。

昨年11月に、飲食店経営の男を貸金業法違反、出資法違反で検挙しております。さらに、

この男は顧客から住民票を入手し、顧客になりすまして、新型コロナウイルス感染症による総合支援金特別貸付口座の貸付金をだまし取った詐欺、そのだましとった貸付金を他人名義の口座に隠置した組織犯罪処罰法違反でも検挙しております。

続きまして、番号3の携帯電話対策の状況について御説明をいたします。ヤミ金融業者にとりまして、携帯電話は重要な犯行ツールであります。事件検挙と併せた対策といたしまして、ヤミ金融業者による携帯電話の使用を抑制するため、携帯音声通信事業者等に対する各種要請を実施しているところ、その取組状況を表にしております。契約者確認の求めは、ヤミ金融事犯などに使用された携帯電話について、携帯音声通信事業者に対して契約名義人の本人確認を求め、本人確認が取れなければ、最終的に利用を停止することができるというものであります。昨年は1,139件の確認を求めております。

レンタル携帯電話の解約要請は、携帯電話がレンタルであると判明した場合に、レンタル業者にその契約の解約を要請するものであります。昨年は743件の解約を要請しております。

役務提供拒否に関する情報提供は、レンタル携帯電話事業者等による貸与時の本人確認違反などが認められた電話回線につきまして、携帯音声通信事業者に対し、当該レンタル携帯電話に関するサービス提供を拒否するための情報を提供するものであります。昨年は100件の情報を提供しております。いずれの件数も減少傾向にあり、その理由を一概に申し述べることは困難でありますけれども、例えばヤミ金融業者が携帯電話による音声通信に加えて、匿名性の高い通信アプリを利用して顧客とやり取りをしているといった可能性が考えられるところであります。

続きまして、番号4の金融機関への情報提供の状況について御説明をいたします。預貯金口座も先の携帯電話と同じく重要な犯行ツールであります。警察では、ヤミ金融事犯に利用された疑いのある預貯金口座について迅速に金融機関への情報提供を行い、被害拡大防止及び犯罪収益の剥奪を図っているところであります。昨年は9,009件の情報を提供し、この数値は前年と同水準であります。

資料に関する説明は以上でございます。

ヤミ金融業者に関しましては、さきの検挙事例でも紹介いたしましたように、警察による検挙を逃れようと様々な手段、方法、対策を講じてきている現状にあります。警察といたしましては、各関係機関等と連携しながら適切に取締りを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして資料3、生活困窮度制度の動向について、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

【厚生労働省（内野）】 厚生労働省生活困窮者自立支援室の内野と申します。私のほうからは、資料3の御説明をさせて頂きたいと思います。

表紙の部分、生活困窮者自立支援制度の動向でございます。資料をおめくり頂きまして、資料の1ページでございます。

生活困窮者自立支援制度の概要でございますが、これは前回も御提出させて頂きました。右上の部分、令和5年度予算につきまして更新させて頂いております。

資料をおめくり頂きまして、2ページ、こちらの前回と同様の内容になっております。

資料の3ページでございますが、特例貸付の貸付実績になります。合計の部分でございますが、貸付決定件数は382.3万件、貸付決定金額1兆4,431億円となっております。

下の内訳の部分でございますが、緊急小口資金、それから総合支援資金の括弧の初回貸付の部分につきまして、本年の1月から償還の開始になっているという状況でございます。

資料の4ページでございます。借受人の方へのフォローアップ支援についてでございます。特に3の部分をお覧頂きますと、償還免除に至らないものの償還が困難な借受人に対しましては、償還猶予、それから少額返済の御案内をすることと訪問等のアウトリーチ、プッシュ型の支援によって生活再建に向けた支援を行うこと。この内容につきまして、自治体を通じて社会福祉協議会、それから自立相談支援機関にお願いをさせて頂いているという内容でございます。

続きまして、資料の5ページでございます。こちら前回提出させて頂いた資料でございますが、昨年10月に償還猶予の取扱いについてお知らせをさせて頂いております。特に⑥の部分をお覧頂きますと、都道府県社会福祉協議会が償還猶予等を認める場合がございます。償還が著しく困難であると認める場合の例として、多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。こういうことを例としてお示しをさせて頂いている内容でございます。

資料6ページ、こちらは前回と同様、変更点ございません。

それから、資料7ページになりますが、この資料につきましては、前回の懇談会以降の動きといたしまして、先ほど申し上げたとおり、本年1月から償還が始まっている状況でございますが、その償還状況を整理した内容となっております。令和5年3月末時点の数字でございますが、先ほどの貸付決定件数382.3万件のうち、緊急小口資金・総合支援資金の初回貸付につきまして、本年1月からの償還が始まっております。

対象債権件数、上の表の左の部分でございますが、対象債権件数、約260万件、①当初の段階で、住民税非課税により免除に該当する方、約91万件、償還開始以降に免除となった方が、②のところ約3万8,000件、その内訳でございますが、生活保護の受給、借受人の方の死亡、住所不明等による免除の方が含まれている内容でございます。また、償還猶予の方が5.5万件となっているという状況でございます。

表の下でございます。①償還対象債権数につきましては、約153万件、②の償還対象予定金額、約299億円。④の償還された金額、約113億円。⑤償還された償還の数の割合44.5%という状況になっております。

それから、資料の8ページになります。償還猶予の取扱い、先ほど少し触れましたが、償還猶予の取扱いがされた後に自立相談支援機関や市区町村社会福祉協議会によって、相談支援あるいは見守り支援を受けて頂くケースがございます。償還することによって生活が困窮するなど、償還の見込みがないと判断される場合には、償還免除となる取扱いを本年の5月8日にお示しをさせて頂いております。

これらの取組につきましては、厚生労働省から都道府県等を通じて、償還の猶予、償還の免除の取扱い、支援機関による適切な支援の実施をして頂くことにつきまして、借受人の方の生活の安心のためにも、これからも機会を捉えて周知をしていきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、これより議事次第4の意見交換に入りたいと思います。倉中構成員、竹島構成員、新里構成員、野崎構成員、松本構成員、村上構成員からは、資料を御提供頂いておりますので、順次これを御紹介頂きたいと思います。なお、時間の都合上恐縮ですが、お一人5分程度でお願いできればと思います。

まず、倉中構成員、よろしく申し上げます。

【倉中構成員】 日本貸金業協会の倉中でございます。

それでは、お手元の資料に沿いまして、当協会の多重債務問題への取組について、御説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。御説明は当協会の2本の柱であります貸金業に関する相談・苦情を起点とした多重債務問題の再発防止策、それから、2つ目として金融経済教育や啓発活動による未然防止対策と、この順に御説明をさせていただきます。

まずは再発防止策でございます。2ページを御覧ください。こちらは当協会に寄せられました相談・苦情・紛争の受付状況です。令和4年度の受付件数は1万7,312件で、前年比若

干減少いたしました。内訳を見ますと、一般相談では借入れ先に関する相談などの融資関連が増加しておりますが、全体では54件の減少です。多重債務関連相談では、返済困難または貸付自粛関係などが増加し、全体では250件の増加となりました。

3 ページを御覧ください。ヤミ金違法業者に関する相談でございますが、令和4年度の受付件数は前年度比110件の減少となっており、このところ同様の傾向が続いております。ヤミ金融・違法業者との接触端緒は右側の表にございますが、その過半が、インターネット、メール、SNS というふうになっております。

4 ページを御覧ください。金融トラブルに関する相談の状況です。令和4年度は、副業詐欺関連が大幅に増加しており、年代別では20代、男女別では女性からの相談が多くなっております。相談者に対しましては、状況に応じ適切な相談機関などを御案内しております。

5 ページを御覧ください。生活再建支援カウンセリングについてです。こちらは多重債務の再発防止を目的とした当協会独自の取組ですけれども、令和4年度は新規68名に継続者を含めた104名に対して、延べ460回のカウンセリングを実施しました。カウンセリングを受けた相談者の方々からは、カウンセリングが心の負担軽減につながったなど感謝の言葉を頂いており、多重債務の再発防止に一定の役割を果たしているものと考えております。

6 ページを御覧ください。18歳から24歳までの若年層に関する相談についてです。令和4年度の若年層に関する相談は619件、うち本人からが165件、家族等からが423件となっております。表の中で括弧書きしております数字は、10代に関する相談ですが、99件ございまして、そのうち60件がお子様の借入れを心配された御家族からの貸付自粛に関する相談です。

10代に関する相談分類のうち返済困難が13件となっており、前年度比で増加しておりますが、内容は若年層向けの貸付けガイドラインなど、いわゆる制度改革の前の契約に基づくものや、自動車購入ローンなど、いわゆる貸金以外のサービス相談となっております。

7 ページを御覧ください。貸付自粛の受付状況についてです。令和4年度の登録件数は2,739件、撤回件数は1,034件、個信センターでの登録、撤回の合計700件を合わせますと4,473件と、前年度比22.6%の増加となっております。

8 ページを御覧ください。貸付自粛制度を知った経緯は、家族からの紹介と協会のホームページが全体の76%、4分の3を占めておりまして、登録目的は、ギャンブルがやめられないというのが最多となっております。そのギャンブルの種類につきましては、下段の表で紹介させて頂いております。一番多いのはパチンコとなっております。

9 ページを御覧ください。貸付自粛についての撤回理由ですけれども、いわゆる自粛を継

続する再登録を除きますと、住宅ローンを組むとかクレジットカードの申込みをしたいというのが主要因です。撤回のほうのアンケートでは約65%の方が貸付自粛制度により、自分の問題が改善できたと回答しておられます。

(4)に貸付自粛制度に関する協会の周知活動について記載をしております。以上が再発防止策についての取組でした。

それでは、10ページを御覧ください。ここからは、未然防止策についての取組です。こちらは、令和4年度の金融経済教育・啓発活動の実績です。令和4年度は成年年齢の引下げを踏まえまして、いわゆる若年層の金融リテラシー向上に向けて従来の啓発資料の配布に加えまして、新たにYouTubeによる啓発活動配信などを開始しました。また、出前講座については、前年の2倍となる4,962名に受講頂きました。

11ページを御覧ください。こちらは、令和5年度の金融経済教育・啓発等計画です。令和5年度はTwitterやTikTokなども活用しまして、若年層向けに面的な発信を強化するとともに、出前講座等についても行政や関係団体、協会の皆様と一層の連携を推進してまいりたいと思っております。

12ページは協会が作成しています各ツールを出しておりますので後で御覧ください。

それから、最後13ページでございますが、金融経済教育・啓発などの新たな取組について、当協会と貸金業大手4社が新たに金融リテラシー向上コンソーシアムという名称で共同事業体を組成しまして、金融経済教育・啓発活動を推進するという取組について御紹介をいたします。

なお、この取組は今月の14日に正式に对外発表しまして、同日付のスタートという予定にしておりますが、この場がございますので、先んじて御紹介をする次第です。内容はコンソーシアム概要のところ、御覧のとおりでありますし、設立背景も(2)のとおりでございますが、ポイントを3つ申し上げますと、1つ目は協会が軸となりまして、各社の色を消すことで、従来の個社の活動では需要側の受け止め方に少し限界があったような部分につき、中立性が高められるということを考えていること。

2つ目は、年々増加する様々な詐欺事案に伴う借入金の窃取事案を背景にしまして、特に若者を中心にだまされないためのリテラシーを提供することが、このコンソーシアムの大きな目的の一つであること。

それから3つ目は、今回の協会プラス4社といえますのはあくまでも起点でありまして、今後、協会加盟員の方々や他業態あるいはその団体の皆様に御相談することで、この共同の

輪を広げていくことを目指していくこと。

以上3つがポイントでございます。以上、御説明を申し上げます。

【山本座長】 倉中構成員、ありがとうございました。それでは、続きまして竹島構成員、よろしく願いいたします。

【竹島構成員】 よろしいでしょうか。それでは、私のほうから3点申し上げたいと思います。

1点目は配付資料5に基づきますけど、2点目については、資料1-1の多重債務の自殺者数のスライドを再表示して頂けたらと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目でございますか、昨年年第46回日本自殺予防学会総会においてワークショップ、「助けて」に応える相談—ICT、電話、対面相談の対話—を開催しました。相談については、電話と対面に加え、ICTの利用も進みつつあります。このワークショップは、ICT、電話、対面相談、それぞれの強みを生かした相談体制づくりについて話し合いました。

ここで話し合われたことを幾つか紹介しますが、多重債務の相談においても参考になるところがあればと思います。ICT、SNSの相談利用については、どのような手法がいつ・どこで有効かを明らかにしていくことが大切であり、行政、実践家や臨床家、研究者の協働による効果検証の必要性が指摘されました。

大学の学生相談の現場からは、コロナ禍における相談手段の変化から、それぞれの相談方法の強みと課題の紹介がありました。対面相談の強みは、生身の五感を伴う関わりができること、緊急時に安全確保ができることです。課題は、相談したいときに即時的に対応することが難しいこと、相談に来てもらうことが必要であることです。

オンライン相談の強みは、これまで相談できなかった層、ひきこもり、来所困難などへの支援が可能になったこと、対人緊張が強い人も利用しやすいことです。課題は、端末・通信・安心して話せる場がないとつなげないことです。

電話相談の強みは、電話一つでつながれることです。課題はその場での危機対応が難しいこと、回線が限られること、通話料です。

メール相談の強みは、相談者が相談したいと思ったタイミングでアクセスできること、書くことで問題が整理されることがあることです。課題は、応答のタイムラグが読めないこと、慎重を期すと1通1時間ほどかかるなどスタッフの心身の負担感が大きいことです。

救急医療における自殺未遂者支援の現場からは、自殺未遂者、自殺未遂、自殺企図の背景が複合的にあるにもかかわらず、相談窓口があまりに細分化され過ぎているという問題指

摘がありました。また、多種多様な支援者が自殺ハイリスク者のリアルな声を学ぶ機会を増やすことが望まれるとの意見がありました。

時間の関係でこの範囲にとどめますが、ICT・電話・対面とも相談の手段であってそれぞれの利点と課題があること、ICTの利用については、検証すべき課題も多いことを共有させて頂きたいと思います。相談先情報の広報だけでなく、それらを有機的につなぐ方策や、相談の質の向上が必要になっているのではないのでしょうか。

それでは2点目、警察庁の自殺統計になります。令和4年に行われた警察庁自殺統計の自殺統計原票の見直しについてです。今回の見直しは、厚生労働省の要請によって行われたものと聞きますが、自殺の原因・動機の判断根拠についての説明が「その他の生前の言動（これを裏付ける資料がある場合に限る。）」から、「その他の生前の言動、家族等の証言（自殺の原因・動機と考えられるもの）」に変更されました。このことが関係した可能性は大きいと考えますが、原因等不特定者の割合は大きく減少しています。原因・動機がより明確になったのではなく、「これを裏付ける資料がある場合に限る。」を外すことによって回答の質が変わったのです。また、自殺の原因・動機も3つ選択可能が4つ選択可能に変更されました。これにより、統計の生命とも言える継続性を犠牲にすることになったと言わざるを得ません。多重債務による自殺も統計の継続性が失われました。ここでは述べませんが、今回の見直しで新たに設けられた項目は、自殺統計の科学的根拠として役立てるには疑問のあるものが多くあります。今回の自殺統計原票の変更は、警察における事件性の有無の捜査内容の変更を意味するものではないと理解しておりますが、自死遺族の会からは、警察に調査されることが増えて家族の自死を経験したばかりの遺族のつらさが増すことを危惧する声があります。また、自治体単位の集計では個人の推認を懸念する声もあります。

今回の自殺統計の原票の見直しについて、自殺対策白書等において見直しに至った経緯、必要とした背景とともに、どのように自殺対策の推進に科学的根拠を強化することになるのかということについての説明をぜひお願いをしたいと思います。また、自死遺族への不安を解消する取組をお願いいたします。自殺対策の発展には政策決定の透明性は不可欠です。

3点目です。多重債務のさらなる対策のさらなる推進には、多重債務となった人の背景への調査が必要であり、小規模でも取り組んでいくことを希望いたします。可能な範囲で、私も協力させて頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わらせて頂きます。ありがとうございました。

【山本座長】 竹島構成員、ありがとうございました。続きまして、新里構成員、お願い

いたします。

【新里構成員】 では、新里のほうから御報告させていただきます。

資料1でございますけれども、金融庁のほうからも自己破産の推移については御報告を頂いていますが、月ごとの推移はここで示させて頂いております。実は、コロナの中で多重債務の問題がもう少し出てくるのかなと思いましたが、いろいろな施策があったということもあって、自己破産者は減少または横ばいの状況でございますけれども、今年の1月あたりから、微増ですけれども、増加傾向を示しているということになります。これについては、先ほど厚労省のほうで御報告を頂きましたけれども、増加が1月から始まっているというところで、その影響は何かということでございます。

次の個人債務者のところを見て頂ければと思います。2枚目をお願いいたします。今年状況、個人再生につきましても減少傾向、横ばいでした。そして、その傾向がどうなっているのかというと、必ずしもこちらが自己破産ほど増加傾向ということにはならないということになっています。

では、その違いは何かと申しますと、やはりいわゆる肌感覚もあるのですけれども、相談者が非正規の方であって、多重債務になったときに、その解決手段というものが定期的に収入が安定していないということで、破産のほうに推移するケースが多いということが考えられるのかなと思っています。

もう一つの資料、3の資料をお願いします。これについては貸付けと自己破産の推移を毎回やらせて頂いておりますけれども、これについては新しいデータはありませんので、御紹介だけにさせていただきますけれども、今後どうなっていくかということについては、特に自己破産が増加傾向と見られるということもあるので、フィードバックもしていかなければならないのかなと思っています。特に1兆4,000億と言われる特例貸付の償還のところを、その生活者の生活を破壊しないような形でのいわゆる免除または猶予の、そして猶予についてさらに先ほど御報告頂きましたけれども、5月8日付の通知で、その出口として免除ができるような基準も定めて頂いたという格好で、ここが柔軟に行われるということの中で、このパニック的な多重債務の増加ということにならないのかなと。

そういう意味では、金融庁さん、厚労省さんの適切な対応、せっかく貸付をしたわけですが、生活を破綻させてはならないという格好で進めて頂ければと思います。ただ、今回コロナでは貸付がずっと出ましたけれども、どこかで給付型のほうにすべきではなかったかということも、将来的には御検討頂ければと思います。私自身もこの特例貸

付の償還については、非常に関心を持った中で進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

【山本座長】 新里構成員、ありがとうございました。

続きまして、野崎構成員、よろしく願いいたします。

【野崎構成員】 お世話になります。日司連の野崎でございます。私からは資料7を出しております。

株式会社シー・アイ・シー、信用情報機関、こちらに対して、開示請求に係る添付書類の是正についてという申入れをさせて頂いたという資料でございます。順番に行くと第1、申入れの趣旨ということで、亡くなられた方の相続人が開示請求者となって、信用情報の開示解析を行う際に、法定相続情報一覧図、皆さん御存じかと思いますが、法務局で出てくる、法定相続人がこれだけですよということを証明する資料になりますけれども、これの写しの提出を求めるということが、取扱いの変更で今年からですか、去年の末ぐらいからになっておまして、これは非常に開示請求者にとっては負担が大きいということから、この是正を求めたいという申入れをさせて頂いたところでございます。

資料提出の期限の前にこの申入れをさせて頂いてもらいまして、資料を出させて頂いたのですが、その後ですけれども、実はシー・アイ・シーさんのほうから打合せをということで申入れを頂きまして、打合せをさせて頂いたということでございます。

まず、この申入れの趣旨は今申し上げたとおりですが、内容として、この法務局でその法定相続情報を取得するには、死亡した者の出生から死亡まで全ての戸籍が必要になります。相続人全員の戸籍も必要になります。自分以外の相続人全員の戸籍も必要になるということです。これを全部取得するという場合には相当な期間ともちろん専門知識も必要になります。従来は死亡した事実と、それから請求者が相続人であることが分かれば済んでいたところ、特に別紙にもありますが、取得が困難な事例として例えば兄弟相続が発生しているか、そもそも取得すること自体が不可能だというような事例も結構あります。これは膨大な量になると数か月もかかる可能性もありまして、この変更が相続人にとって非常に大きな負担となっていたという事実があります。

シー・アイ・シーさんのほうと打合せをし、我々の全国の司法書士が自分の事務所で受けている相談事例の中にこういったものがかなりの数ありますということをお伝えしたところ、先方にもやっぱりかなりいろんな御事情がありました。今、死亡者の信用情報の請求が月に500件とか600件とかあるそうでした、これを少ない人数の社員の方がこなしていらっ

しゃるという、非常に大変だということはよく分かります。

そうすると、この正確な情報である法定相続情報の一覧は非常にありがたいことはよく分かりますが、負担をといるところのお話を再度させてもらったところ、今週の初め、月曜日、火曜日でしたかに、この取扱いが是正されたということでホームページに上がっております。

現在は、法定相続情報を必要とせず、例えば、死亡した夫の信用情報を取得するためには戸籍1通で済むというような扱いに変更されました。非常に迅速に対応をして頂きありがたかったなということの御報告に今度はなってしまったのですが、なってしまって、非常にいいことですが、もともと監督官庁に指導等の御対応をお願いするという予定だったところが、うれしい報告になったという、報告の報告みたいで大変申し訳ないですが、日司連からは以上でございます。

【山本座長】 野崎構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、松本構成員、よろしく願いいたします。

【松本構成員】 全銀協の松本です。よろしく願いいたします。それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。

目次の次の2ページを御覧ください。まず、全国銀行110行の銀行カードローン残高の推移であります。2023年3月末の残高は3兆5,160億円ということで、前年同月比1.1%減となっております。業態別の残高の推移は図の1のとおりであり、いずれも減少をしております。

3ページを御覧ください。カードローン専用相談窓口における相談等受付状況であります。2022年度は3月末時点で112件の相談を受け付けておりまして、引き続き、消費生活相談員などの資格を有する相談員、専門のカウンセラーが返済方法のアドバイス等に対応しております。多重債務に係る返済困難の相談はおおむね横ばいであり、「その他」の件数の増加により全体は増加しておりますが、この「その他」には、「カードローンの利用明細の送付を止めたい」といった手続に関する照会などのほか、カードローンに直接関係しない相談も含め専用相談窓口で受電した件数を全て分類しております。

4ページを御覧ください。ここからが多重債務防止啓発に関する取組であります。このページですが、例年同様、毎年5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、カードローンの動画配信を行っております。

5ページを御覧ください。こちらも例年同様、11月の消費者信用団体による共同キャンペ

ーンに合わせて、電車内の広告を実施する予定であります。

6 ページを御覧ください。次に、成年年齢引下げに関する取組であります。前回は申し上げましたが、若年者が多大な債務を負うことがないように、昨年2月に申合せを決定し、公表しております。

次に、7 ページを御覧ください。全銀協の特設サイト、「成年年齢引下げとお金のだいじな話」の公開等を通じまして、周知に努めているところであります。

8 ページを御覧ください。同様の広告の内容をマイナビ学生の窓口、YouTubeに動画広告として配信をしているところであります。

9 ページを御覧ください。ここからは、金融経済教育に関する取組であります。全銀協では、家計管理と生活設計に関するリテラシー向上を図ることを基本といたしまして、図9「実施テーマ（一例）」に記載のような幅広いテーマで金融経済教育の取組を実施しております。

私どもが実施をしております「どこでも出張講座」は、コロナの影響で2020年度は大きく落ち込みましたが、徐々に回復傾向にありまして、2022年度は144件、1万3,388名を対象に実施をしているところであります。

10ページを御覧ください。全銀協では、学校教育等の現場で活用できる各種教材・動画等を制作して、無償で広く提供しております。高校生以上を対象とした「シリーズ教材 お金のキホン」では、資料の右下にございますけれども、授業プログラムの一つとして「多重債務」も提供しております。ドラマ仕立ての動画資料ということで、多重債務に陥る原因・プロセスを学び、多重債務の注意喚起ポスターを作成するというワークを通じ、学びを深める構成としております。

11ページを御覧ください。この多重債務の動画の内容ですが、大学生であります主人公の兄に宛てた督促状が届くところからストーリーが展開をしまして、多重債務になった経緯として多い事例とされる4種類のストーリーを用意しております。そして、これらのストーリーを見た上で、まとめとして、多重債務問題の解説を行い、図表等も活用することで分かりやすく多重債務に陥らないためのポイントを紹介しております。YouTubeの全銀協公式チャンネルでも配信をしておりますので、ぜひ御覧を頂ければと思います。

12ページを御覧ください。学生ではなく、若年社会人等の金融リテラシー向上に役立つ冊子として、「金融知識入門シリーズ」も制作をしております。一部の冊子につきましては、希望のあった全国の地方自治体の成人式で配布をさせて頂いております。2022年度は、各約

10万部を配布しているところであります。

13ページを御覧ください。新たに実施をした施策を御紹介させていただきます。若年層を中心に人気がある「リアル脱出ゲーム」というものがあります。自分自身が物語の主人公となって謎を解いて脱出を試みる体験型のゲーム・イベントであります。株式会社SCRAPとタイアップをいたしまして、謎解きを通じて楽しみながら家計管理、資産形成、多重債務の防止に至るまで、人生に役立つ金融リテラシーを身につけることができる特設サイトを作成し、本年2月から公開をしております。より効果的に若年層に周知できるよう、検索サイトやSNSでの広告を実施いたしまして、若年社会人層を中心に、足元、約14万9,000人という多くの方々に御訪問頂ける結果となっております。なお、謎は全部で10個用意しております。全て解くのにおおむね1時間程度かかりますが、約1万人の方々に全問解答を頂いているところであります。

14ページを御覧ください。最後になりますが、こちらにも新しい施策といたしまして、金融経済教育を通じて学んだ知識のアウトプットを意識した実践的な教育ツールとして、体験型投資学習アプリ「まねらん」というものをグリーンモンスター株式会社と共同開発し、本年3月にリリースしております。このアプリでは、東京証券取引所から提供を受けた実際の株価データを用いて、アプリ内通貨を使ったバーチャルな株式投資を無料で体験できます。また、アプリ内通貨の入手方法の一つに、毎月の給与から生活費や貯蓄などを差し引いた額を投資可能資金として支給する機能を設けており、家計管理の感覚を自然と身につけながら学習することができる内容としております。こちらについては、足元、約2,000件のダウンロードを頂いております。

以上、全銀協では引き続き様々な活動を通じまして、多重債務の防止に努めてまいりたいと思っております。

私からの説明以上であります。

【山本座長】 松本構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、村上構成員、よろしいお願いいたします。

【村上構成員】 グリーンコープの村上です。よろしくお願ひいたします。

資料の1ページ目、この資料につきましては、熊本県から委託を受けている多重債務とセーフティネット貸付事業のこの13年間の推移を表にしたものでございます。この13年間で電話件数1万3,000件、面談、実際にお会いしたのが9,000件、そして、弁護士さん、司法書士さんのほうに同行したのが2,000件、セーフティネットの貸付、ブラックリストに載って

いる方を対象に738件、2億9,900万円の貸付けをして、既に償還が終わっている方が433件で、2億1,000万円が返ってきているという動きになっています。

特徴的には、平成20年のリーマンショック以降、この事業をスタートしてきていますので、その後、債務整理等の相談がずっと継続して多かったと。そして、平成28年には残念ながら熊本地震というのが発生し、それ以降も法律家につなぐ案件が増えたという形で、令和2年以降はコロナ禍によって厚労省さんのほうから、特に特例貸付関係等が入りましたので、その辺りで法律家同行が減少し、セーフティネット貸付についても減少してきているといったのが令和4年度までの現状です。

ただし今後、令和5年度に入りまして、特例貸付の返済が始まったということと新たな生活資金の借入れ先として、社協さんの借入れが難しいというふうな場合に、こういったグリーンコープがやっていますセーフティネットの貸付けをやっている山口から、九州は沖縄を除く全県でスタートしていますけれども、特に福岡のほうでは、一気に昨年度の実績よりも家計改善支援事業所から貸付けをあっせんされるケースが倍増してしまっていて、貸付けの実績も4月、5月になって顕著になっていきますというのが状況です。

2ページ目、3ページ目を出して頂いてよろしいでしょうか。これは自己破産とか個人再生とか任意整理、法律家のほうにおつなぎしたときの債務の残高を合計したものでございます。累計でいきますと右から2番目で約79億円がこの間、法律家のほうで手続に入ろうということになった金額です。年平均、大体7億2,000万ぐらいが債務整理等につなぐ金額と見て頂ければと思います。

ただ今後この金額についても、令和5年、今年からコロナ禍に伴う特例貸付関係の弁済関係が順調に行く人とそうではない人ということが自立相談支援機関とか、そういったところと協力しながら、連携しながらやっていくのですけれども、増えていく心配は持ちながら、対応せんといかんだらうと考えているところです。

それと借金相談者の件と若干関連しますけれども、先日、学校の先生が借金問題等があった殺人を起こしてしまったみたいなニュースが大きく報道されていますけれども、その中でネット銀行、スマホを活用したお金の動き関係がとて多くなってきてしまっていて、法律家につないで破産手続を進行していますけれども、スマホを使って借金が手続中だけ増えてしまう、歯止めがかからないということがありまして、そういったスマホ、ネット関係に対する注意喚起とか歯止めについて、もう一段どうにかできないものかと思っているところでございます。

ページを飛ばさせて頂いて、9ページまで飛んで頂いてよろしいでしょうか。下のほうに相談者の年齢というのがありますけれども、この間話題になっていると思いますけど、どうしても60歳以上の方が昨年も累計としても非常に多いという特徴になっています。

そして11ページまでまた飛んで頂いていいでしょうか。これも債務残高です。この間御報告をずっとしておりますけれども、どうしてもやっぱり100万円以下でも苦しいという方が引き続きこの間、当年も開業以来も多くなっております。

そしてその下の欄になりますけれども、債務の原因、これは金融庁さんからの御報告でもありましたとおり、低収入であるとか収入が減った、教育、生活費が原因で借金になったとか、本人さんや家族関係が病気になった、障害を持つことになったことが原因で、多重債務につながっていったというのがデータ上出ております。

12ページ、御本人の収入ですけれども、これもこの間と同様100万円未満の方もしくは200万円の方が大半を占めている、これが低収入の方たちが多いという根拠になっております。

そして13ページ目は、家族世帯の収入としては、当然大体300万円ぐらいまでの家族世帯収入になっている方たちが困って相談においでになるということになっております。

そして最後、15ページになりますけれども、これは多重債務、破産手続が完了されたとか、任意整理に入られたとか、そういった方々を対象に借金問題が片づいてこれから見通しが立ったときに、当面の一時的な生活資金が借りられないということがありましたので、そのときに車検だったり転居費用だったり子供の進学費用、こういったものについてセーフティネットの貸付けということで、昨年の1年間、貸付けをすることができております。

そのようなことで、これから先も多重債務問題と生活困窮者自立支援関係のところの連携をしっかりとグリーンコープでは両にらみでやっていければと思っております。

簡単ですけど、以上です。

【山本座長】 村上構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告を踏まえまして、皆様の御意見、御質問等を頂戴したいと思います。御意見の有無について順次お伺いしていきます。時間の都合上恐縮ではありますが、御意見ある場合、御質問ある場合、お一人3分程度でお願いできればと思います。

それでは、杉浦構成員、お願いいたします。

【杉浦構成員】 まずは、皆様方、御報告等々ありがとうございました。状況として大きな変化がないということも承った次第ではありますが、私のほうからは数点。まず、重川先生

と私が2人でお願いしたほうがいいことかもしれませんが、今回貸金業協会、並びに全銀協のほうから様々な取組についての御紹介がありました。大変効果的なものだと思っておりますが、実は教育の現場にいる立場から言うと、多重債務については現在の数字でも分かるように、法律上の整備による効果もあり、また、各会員行並びに会員会社さんの御努力、業界団体全体の御努力もあって、ある程度、多重債務が発生しにくい仕組みもある程度ある中、ぜひお願いしたいのは、国だけでなく業界を挙げてそういった新手の貸金とかやばい金融商品みたいなのがあるときに、ぜひこれは絶対まずいというのをもっと大々的に取り上げて頂きたいと。我が業界ではこんなことは絶対起こらないと、こんな業者に皆さんは騙されてはいけませんよというのを何か大々的に取り上げて頂きたいと。国のレベルのホームページでやろうとすると、どうしても行政がやってることが多様なので、なかなかこれに該当する部分を見つけるのがなかなか現実的に難しく、そういった意味ではちょっと私は実は業界団体のホームページ等も調べさせて頂いたりしていますけど、やってないわけではない、ただちょっと小さいか、分かりにくいかなというところが現実にはあって、そこはもっとアピールしていただけると大変助かるなど思っておりますということが1点。

あと2点目が、新里先生から御指摘頂いた部分の特例貸付の問題で、これは政府の適切な施策もあって、思ったより問題なく推移しているのかなと思っはいるものの、昨今、地方に出張する機会が随分増えてきているなか、これは地域の中小企業さん中心にお話を伺うと、本来は生きられなかったはずの、ちょっと古い言い方をするとゾンビ的な企業がこの制度によりまだ残留していて、そこがこれから先どんどん破綻、倒産を迎えていくのではないかとおっしゃる方も相当数いらっしゃる。それに関する心配をされていらっしゃる地方銀行さんも数多くいらっしゃるわけです。

そうなってくるとヨーロッパは融資制度でなく、補助金ベースでコロナを乗り切ったのでよかったのですが、実はここに至って徐々に企業倒産からスタートする元従業員の多重債務者というのが出てきています。今後、わが国も特に地方を中心にこのパターンの多重債務者の増加というのはいり得るのではないかとすることは心配しています。ということだけコメント中心でございましたが、私のほうから以上申し述べさせていただきました。

どうもありがとうございます。

【山本座長】 杉浦構成員、ありがとうございました。

続きまして、浜田構成員、お願いいたします。

【浜田構成員】 経済アナウンサーの浜田でございます。

各省庁、そして構成員の皆様より様々なお取組、そして貴重な御意見、拝聴いたしました。ありがとうございます。

私からは、2つの意見、そして1点のお願いがございます。まず、1点目ですけれども、先ほど金融庁御担当者より、ヤミ金融に対する対策、様々な詐欺的な融資に関する御紹介、また、個人間融資の注意喚起に関する御報告がありましたけれども、直接返信の実施などで効果を上げていらっしゃるというところは、高く評価させて頂いております。特に20代から30代の若者を中心とした特殊詐欺被害の広がりを懸念しておりまして、成年年齢引下げにおける金融経済教育など、私も携わらせている中で若年層からも被害状況などを伺っておりますが、より一層注意喚起を図る必要性を痛感しているところです。

2点目は、厚生労働省御担当者から御説明がありました生活困窮者支援策についてです。引き続き積極的に取り組んで頂きたいと思っております。特にやむを得ず借入金の返済が難しい方々に、一定の猶予、免除を行っていらっしゃるというところは高く評価させて頂いておりますが、より積極的な生活再生支援につながるよう期待いたしております。

そして3点目、こちらはお願いでございますが、金融庁が経済産業省、また、財務省と連携の下、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速させるため、策定されています経営者保証改革プログラムについてです。

金融庁におかれまして、民間金融機関による融資に関しまして、監督指針の改正によって保証を徴求する際の手続を厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するということとともに、事業者、保証人の納得感を向上させることとして、経営者保証ガイドラインの浸透、定着に向けた取組方針の作成、また、公表の要請などを通じて、経営者保証に依存しない、新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進めていらっしゃいます。

また、経営者保証に関するガイドラインを積極的に推進していることを極めて高く評価させて頂いておりますが、実際に地方銀行でも、融資先の企業に経営者保証を求めない動きが今広がっております。これによって、多くの中小企業の経営者が事業継承に関して一定の条件の下で、今までの経営者個人保証に代わるスキームの享受を受けていると理解しております。実際にこのガイドラインを活用されて、スムーズな事業継承を行った事案を伺っております。

この経営者保証、万が一事業に失敗すると、経営者は資材などを失って生活が厳しくなる上、また、思い切った事業転換などや起業をちゅうちょさせる一因にもなりかねません。このような融資慣行の見直しやスタートアップの育成などにもつながる可能性もございます。

スタートアップの創業、また、早期の事業再生を阻害することがないように、今後も引き続きこの経営者保証ガイドラインの定着に向けた取組、また、意識改革を進めて頂きたいと考えております。

以上でございます。

【山本座長】 浜田構成員、ありがとうございました。

それでは、渡邊構成員、お願いいたします。

【渡邊構成員】 全消協の渡邊でございます。数々の御報告、ありがとうございました。

私どもでは、毎週週末相談を行っておりますが、最近の傾向を見てみますと多重債務関連では、特に大きな変化はございません。小口融資資金等の返済に関して始まってどういう影響が出てくるのかということも気にかけておりましたけれども、消費の窓口が直接何らかの対応ができるところではございませんので、そもそも御相談もほとんど入ってこないということもあり、いろんなセーフティネットが無事に機能しているのではないかと考えております。

その他、生活に関して相談として、去年は、生活保護を受給している方からの相談が決して多数というわけではないですけれども、私どもの相談窓口の件数としては比較的多く入っております。もちろん生活保護費だけでは足りないとか、そういうものが多いのですけれども、何らかの動きをしようとする足りなくて、そここのところの補給というか補助をどういうふうにしたらいいかという相談窓口というか、誰にどう相談していいかが分からないというものが入ってきております。もちろん福祉課のほうで十分な手当ではして頂いていると思いますけれども、そういう声をすくいあげて頂ける窓口というのをさらに充実させて頂ければ、安易にまたどこかでお金を借りてしまうということに進まないのかなと考えております。

それから、遠隔操作アプリを利用して、いわゆる情報商材のサポート契約等を進める事業者が、契約者にそういうアプリをダウンロードさせて、そして、画面共有しながら一度に複数の消費者金融業者さんからお金を借りさせると、すぐにそれを自分の口座に振り込ませてしまうというケースが昨年末ぐらいから少しずつありますけれども、いまだに相談が入ってきています。各金融業者さんがホームページ等で注意喚起をして頂いておりますし、その対策についても相談すれば相談に乗ってくださっていますので、ぜひ啓発をしっかりとお願いしたいと思います。

未成年者の契約についても相変わらずたくさん入ってきますけれども、私どもとしては、

やはりゲームなどの依存症の方かなと思われる子供さんも結構あります。そういう一定の傾向が見えている場合はまだよろしいですけれども、学校とか家庭での問題とか人間関係に起因するものを抱えていて、それでゲームに逃げてしまうと、親御さんも知らないわけではないけれども、それを許してしまっている。多額の課金をしたときには相談が来ますけれども、それが対処的な解決でしかなくて、こういう方々の家庭としてどういうふうに指導していけるのかとか、無事にこういう方が社会に巣立っていけるのかというような、フォローを私どもは何もできないのですけれども、かなりの数が停滞しているなというのが分かりまして、非常に今後に対して心配をしております。

以上です。

【山本座長】 渡邊構成員、ありがとうございました。

これで一通り、各構成員から御意見等を頂いたかと思えますけれども、何か補充的な御発言があれば、お願いしたいと思えますけれども、直接ミュートを切ってお話し頂ければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また、各構成員から各省庁に対する御質問、あるいは御要望等の御発言もあったように思いましたが、各省庁から何か答えられる点があれば発言をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

【厚生労働省（桜井）】 竹島構成員のほうから御質問があった自殺統計に関する件についてお答えできる範囲で申し上げます。

御存じのとおり、自殺統計は令和4年1月分から自殺原票の見直しによって、職業、原因、動機等については一部項目の細分化や追加を行うとともに、新たな項目についての把握を行っているところでございます。

警察庁が作成している自殺統計原票については、関係者からの御意見を踏まえ、自殺動向をよりの確に把握できるようにするため、厚生労働省を含めた関係者間で協議を行い、見直されたものでございます。

以上でございます。

【金融庁（宮部）】 金融庁信用制度参事官室でございます。

同じく竹島構成員から、多重債務者となった人の背景調査の必要性について御指摘を頂きました。これまで、貸金利用者向け調査の分析等を行ってきたところでございますが、特段借りる側の属性であるとか背景等について明確な傾向は浮かび上がっていないところでございます。今後、さらに財務局への相談概況等を分析することができないかなど検討し

ていきたいと思ひますし、必要に応じて御相談をさせて頂ければ幸甚でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

【竹島構成員】 すいません、1点だけ。今の厚労省のお答えについて、もう1点だけお話をしておきたいと思ひます。

警察の自殺の統計については、警察統計と人口動態統計の2つがあります。人口動態統計は、いわゆる統計法に基づく基幹統計でありまして、第三者もまたそれを追試・分析することができます。しかし、警察統計のデータは、基本的には国から提供されたデータ、その数がそのまま利用されます。その2つの統計の違いがありますので、自殺統計についてはもつと両者の強みをうまく生かして、バランスのよい活用をお願いしたいと思ひております。

以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。ほかに御発言ございますでしょうか。

お願いします。

【金融庁（小島）】 貸金業室でございます。先ほど浜田構成員のほうから20代、30代の特殊詐欺の話、被害による注意喚起をしっかりとする必要というお話を頂きました。あと、渡邊構成員のほうからも副業詐欺のお話を頂いております。副業詐欺については、貸金業協会の資料の中にもあったとおり、近年、数字が増えてきておるといふふうに承知しております。これに限らず国民生活センターさんもいろいろこれまで累次に注意喚起を行っているとお承知しておいて、若年者向けの例えばセミナーであるとかもうけ話、あとマルチ商法みたいなものについて、これまで被害が出ているとお承知しております。

副業詐欺に関しては、貸金業者のウェブサイトのトップページにトラブルに対する注意喚起を掲示したりとか、あと借入れの申込みの画面上で、典型的な詐欺の手口に該当してないかどうかということをお適宜確認するような工夫、あるいは注意喚起のためのポップアップみたいなもので対応しておりますけれども、なかなかこうした対応でもトラブルが未然防止、中には未然防止できている事例もあるとお承知しておりますけれども、全ての未然防止というのはなかなか難しいのかなと考えております。

まさに浜田構成員、渡邊構成員がおっしゃるとおり、注意喚起をしっかりとしていく必要、これについては我々のほうも認識しておるところです。同じような注意喚起は消費者庁とか国民生活センター様におかれても、様々な注意喚起を行っているとお承知しておりますので、例えばこうした発信とSNSであるとかといったことでの発信について、我々もフォローしていくと、連携することでより広い範囲に注意喚起の情報を届けるといった、こうした

工夫もありますでしょうし、先ほど貸金業協会様、あと全銀協様の取組の中にも金融経済教育であるといった取組もございますので、こういったところとの適宜、連携していくといった工夫もあると思います。

様々な工夫をちょっと考えながら、より広い範囲に注意喚起を届けていくということが肝要かと思っておりますので、頂いた御意見を参考にさせて頂きながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。ほかに、御発言。

【野崎構成員】 すいません、日司連の野崎でございます。よろしくお願いします。

資料1-1の21ページの国内銀行のカードローン等の残高というこの資料でございます。関連の御質問になるかもしれませんが、全銀協さんのほうの信用情報センターに、個人の貸付けであった場合は、個人信用情報の登録が行われているものと承知していますが、保証会社がついている案件でこれがその他の個人信用情報のほうに保証単位として登録をされていて、全銀協さんのほうには登録が実際に保証がまだ行われてない段階であっても、全銀協さんのほうの加盟の銀行さんの名義では、信用情報が登録されていない案件があったというような報告を会員から受けております。

特に先ほど申し上げました死亡なさっているような場合にいろいろ調査をしていくという段階で、ギャンブル等でどうしても隠される方もおられるものですから、調査をしていくというときに結構困った事例が出てきているという報告を受けているものですから、この辺りまた全銀協さん等と監督官庁等で少し内容について、また御確認頂ければなというふうに思います。

ちょっと不明点があります場合、また個別に聞いて頂ければこういう事例でしたというお答えはしますので、一旦そういった事例があるということの御報告と、何らかの是正をして頂きたいという要望でございます。よろしくお願いします。

【山本座長】 ありがとうございます。何か今の段階でお答えはありますか。よろしいですかね。またそれでは、今、野崎構成員から御指摘頂いた点につきましては、検討頂ければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。予定されている時間も迫ってまいりましたので、それでは、意見交換についてはこの程度にさせて頂ければと思います。

各構成員から御指摘を頂きましたように、この特例貸付の返済がされるということで、懸

念されていたところもあったわけでありましてけれども、厚生労働省初め丁寧な御対応を頂いているということで、それほど大きな問題は生じないような状況で推移しているというふうに伺いました。

ただ、新里構成員から、自己破産についての今年に入ってから統計の御紹介がありました。若干もちろん懸念される部分は引き続き注視をしていかなければならないところというのはもちろんあるということだろうと思っております。検討会としても引き続き問題状況を注視していきたいということでもあります。

皆様から頂きました御意見あるいは御指摘につきましては、ぜひ関係省庁等において御活用を頂きたいと思っております。

最後になりましたが、新里構成員より、本日の懇談会をもって構成員を御退任されるという御意向を承っております。新里構成員には貸金業法の改正時より、この多重債務問題の改善に向けて長期にわたって御尽力を頂きました。新里構成員から最後、一言御挨拶を頂戴できますでしょうか。

【新里構成員】 退任について挨拶の時間を頂いて本当にありがとうございます。

私自身も、昨年でもう70代になりまして、ずっと多重債務の問題に取り組んでまいりました。この委員会、懇談会についても初めからの委員をさせて頂いております。2006年度の法改正、貸金業法の大改正の前には、約25万人いると言われた自己破産者の法改正であり、多重債務対策により多重債務者が大幅に減少した、これはやっぱり大きな日本の成果だったのではないかなということで、私自身も少しは役割を果たした部分があるのかなというところがありまして、いいところかなということがあって、さらに言うと、厚労省さんのところでの特例貸付の償還対応について、パニック状況にならずにうまく対応が進んでいきそうだなということもあって、注視は今後も必要ですけれども、そこらを注意しながらだと思っておりますけれども、こころで退任という格好にさせて頂きます。本当に長い間ありがとうございました。

【山本座長】 新里構成員、長い間、本当にありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上となりますけれども、事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

【金融庁（宮部）】 山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。頂きました御意見、御指摘を踏まえまして、今後の取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。また、新里構成員におかれましては、本懇談会の立ち上

げから今日に至るまで多大なるお力添えを頂きました。事務局を代表して心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、これにて第21回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会は終了とさせていただきます。本日も長時間にわたりまして熱心な御議論を頂き、誠にありがとうございました。

— 了 —